

諮問日：令和4年3月2日（宮公委第522号）

答申日：令和7年9月19日（答申第200号）

件名：行方不明者関係文書に係る行政文書の存否を明らかにしない決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年1月4日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和3年3月から令和4年1月までの間、〇〇警察署及び警察本部において、母〇〇〇〇の行方不明に関し作成された報告書等の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり理由を付して、令和4年1月20日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、特定の個人に関する警察措置の事実の有無が明らかとなり、その結果、当該個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

- 3 審査請求人は、令和4年2月1日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求の対象となる文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により、審査請求人は、職業選択の自由及び営業権、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）、良好（快適）な環境の中で生活を営む権利（環境権）、裁量を逸脱した権力の濫用行為（不法行為）により生活妨害を受け、身体・自由・名誉が侵害された。
- (2) 実施機関は母〇〇〇〇に関する情報が個人情報に当たると主張したいようだが、条例第8条第1項第2号では個人情報の除外規定として（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）としており、母〇〇〇〇に関する情報はまさにこの除外規定に該当している。
- (3) 審査請求人は母〇〇〇〇の行方不明の期間に実施機関に対して、会社資産の変動、口座等の変動や通帳や会社印鑑等が行方不明であること、原料や資材仕入れが行方不明によりできなくなっていること、決算事項や資金対策等で社長である母〇〇〇〇と協力する必要性があること等を再三にわたって訴えてきたところであり、この間実施機関が何もしなかったところか、我が社に対して営業妨害を行ってきたことは紛れもない事実であり、母〇〇〇〇の情報が除外規定である以上、条例第8条第1項2号該当との主張はその理由がないため不適法である。したがって、本件処分は不当な決定とされなければならない。
- (4) 本件処分は事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報であるから、条例第8条第1項第3号ただし書の規定に違反している。
- (5) 実施機関は、条例第8条第1項第3号ただし書が除外事項に該当し、またそのただし書の趣旨が、「事業活動から生ずる、他者が被る被害への救済措置としての側面を有している」ことを認めている。本件処分及びその警察措置は、直接的又は間接的にも我が社、株式会社〇〇〇〇の事業活動に対して上記に記述した事項等に関連して事業活動の停滞及び停止を招いたことは明らかであり、我が社の事業活動に甚大な被害及び損害が生じたことは当然の事実である。その当然の帰

結として、条例第8条第1項第3号ただし書の規定及びその趣旨が、その結果生ずる我が社社員及び家族としての審査請求人が被る被害への救済措置として適法である。

- (6) 審査請求人及びその母の関係性、生活環境等の状況を鑑みれば、本件開示請求が条例第8条第1項第3号ただし書にいう除外規定に該当し適法であることは明らかである。何故なら、株式会社〇〇〇〇の代表取締役社長である〇〇〇〇の約1年程にも及ぶ失踪状態は、その当然の帰結として、〇〇〇〇の事業・運営等の停滞や停止等の諸困難を招き、その結果、会社運営費用・諸経費等の負債の増大を〇〇〇〇に対して生ぜしめるであろうことは自明である。そして、そのことから事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から株式会社〇〇〇〇に所属し、そこで働くことによって給料等を見込んでいる審査請求人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報であるから、条例第8条第1項第3号ただし書から審査請求人が行った本件開示請求に対して実施機関は、その行政文書開示義務を負わなければならない、速やかに行政文書の開示決定がされなければならない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 行政文書の存否を明らかにしない決定について
条例第11条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。
- 2 条例第8条第1項第2号該当性について
条例第8条第1項第2号では非開示情報に該当する情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。」と規定されている。
本件開示請求の内容である「母〇〇〇〇の行方不明に関し作成された報

告書等の文書」は、特定の個人に関する情報である。

当該情報については、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に係る警察措置の有無が明らかとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第1項第2号に該当すると認められたものである。

3 審査請求人の主張について

上記判断に対し、審査請求人は、本件処分が条例第8条第1項第3号ただし書の規定に違反していると主張している。条例第8条第1項第3号本文では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものについて非開示とすること」を定めているが、ただし書にて「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」と規定されている。

この規定は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって、生ずる危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、条例第8条第1項第3号に該当する場合であっても非開示情報に該当しないこととしたものであり、あくまで、事業活動から生ずる、他者が被る被害への救済措置としての側面を有している。

審査請求人は、本件処分が、審査請求人の事業活動の自由を侵害した旨主張し、当該ただし書に該当する旨述べているところであるが、当該主張は、前述の条例第8条第1項第3号の趣旨に照らし合わせれば、到底合致し得ない。

このため、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を開示すべきであるという審査請求人の主張は、条例の趣旨と合致しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透

明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

通常、行政文書の開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定をすべきであるが、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。同条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものと解される。ただし、同条の規定は例外的なものであり、その適用に当たっては、これを厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は、第2の1に記載した「令和3年3月から令和4年1月までの間、〇〇警察署及び警察本部において、母〇〇〇〇（以下『本件特定個人』という。）の行方不明に関し作成された報告書等の文書」という内容であり、実施機関は「本件特定個人に関する警察措置の事実の有無」という情報が、条例第8条第1項第2号の規定に該当するとして条例第11条の規定を適用していることから、以下その該当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできない

が、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

（2）条例第8条第1項第2号の該当性について

本件開示請求は、個人を特定した上でなされており、本件特定個人に関し実施機関により作成された行方不明に関する報告書等に記載された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、法令の規定により、又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イには該当しない。また、公務員の職務遂行に係る情報とも認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。したがって、個人を特定した上で行った本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、本件特定個人に対する警察措置が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を答えることと同様の結果が生じ、同号の非開示情報を開示することとなるため、その他の条項の該当性について判断するまでもなく、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

4 審査請求人の主張についての検討

（1）審査請求人は、本件特定個人に関する情報が事業を営む個人の当該

事業に関する情報に該当しているとして、条例第8条第1項第2号に規定する個人に関する情報からは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は除かれることを理由に実施機関の「本件特定個人に関する情報が条例第8条第1項第2号に該当する」との主張には理由がないため不適法である旨主張する。

同号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、これを「個人に関する情報」から除き、同項第3号の規定により判断することとしている。これは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、「個人に関する情報」ではあるものの、事業に関する情報としての側面が強いため、法人等に関する情報と同様の要件により非開示情報該当性を判断することが適当であることから、同項第2号の「個人に関する情報」から除くものである。ただし、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であっても、当該事業活動とは直接関係のない「個人に関する情報」については、同項第3号に該当せず、同項第2号の規定により、開示・非開示の判断を行うものである。

本件特定個人は、そもそも法人の役員で、審査請求人が主張する「事業を営む個人」には該当しないことは明らかであり、本件存否情報は、同号本文に規定する「個人に関する情報」に当たることから、当該主張は上記判断に影響しない。

なお、審査請求人は、本件特定個人を代表取締役とする株式会社〇〇〇〇に所属し、そこで働くことによって給料等を見込んでいる審査請求人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報であるから、同項第3号ただし書から審査請求人が行った本件開示請求に対して実施機関は、その行政文書開示義務を負わなければならない旨主張する。

しかし、本件存否情報は、上記3に示すとおり、同項第2号に該当する「個人に関する情報」であり、同項第3号本文に規定する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」には該当しないことは明らかであることから、同号ただし書を論ずる余地はなく、当該主張は失当である。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断に影響するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件存否情報は、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当せず、非開示情報に該当する。したがって、その他の条項の該当性について判断するまでもなく、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで当該非開示情報を開示することになるとして、条例第11条の規定により、行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------|--------------------|
| 令和 4. 3. 2 | ○ 諮問を受けた。(諮問第257号) |
| 令和 7. 5. 27 (第461回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |
| 令和 7. 6. 24 (第462回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |
| 令和 7. 8. 28 (第463回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和7年9月19日現在）

| 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|---------|--------------------------|---------|
| 板 明 果 | 東北学院大学経済学部経済学科准教授 | 会長職務代理者 |
| 菅 野 修 | 弁護士 | |
| 三 瓶 淳 | 弁護士 | 会長 |
| 高 橋 由 佳 | 一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事 | |
| 堀 澤 明 生 | 東北大学大学院法学研究科准教授 | |